

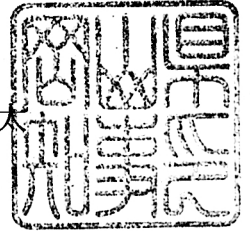
指 第 7 8 3 号

令和7年3月19日

社会福祉法人美咲町社会福祉協議会

会長 村上 三子 様

岡山県知事 伊原木 隆太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

記

（有効期間）

令和7年3月19日から令和12年3月18日まで